

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○谷川委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民主・維新・無所属クラブの太田和美でございます。

大臣におかれましては、教育行政のみならず、さまざまなことに、政務に励んでおられますことを、まずもって敬意を表したいと思えます。

先日五日には、千葉県市原市の約七十七万年前の地層を視察したとお聞きをいたしました。国際標準模式地として認定されれば、ラテン語で千葉時代を意味する「チバニアン」というふうになづけられる見込みだというふう聞いております。ぜひ、大臣におかれましては、初の認定を目指して頑張っていたきたいというふうに思っております。

本日は、高等教育段階に絞りまして、質問をさせていただきますというふうに思います。ぜひとも大臣の熱意が伝わってくるような御答弁をお願いします。

いしたいと思えます。

さて、大臣は所信で、少子高齢化に真つ正面から挑むと、その決意を表明されました。

平成二十五年「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」報告書では、一夫婦数当たりの理想の子供数は二・四二人であるのに対し、実際には一・九六人とどまっております。その最大の理由を、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと六割の夫婦が答えております。そして、子育てに係る経済的な負担として大きいと思われるものについては、大学、短大、専門学校、学校教育費、すなわち高等教育の負担を挙げている。つまり、大学に行かせたいと思う親御さんたちは、教育費の負担の重さを考えて子供の数を減らすという傾向があるということだと思えます。

大臣も教育費の家計負担が少子化に関係していることを所信で述べられておりますが、第八次提言の参考資料の、少子化と教育投資の関係や、教育を含む公的支出の相対ウェイトと出生率との相関関係を見てもわかりますように、教育費と少子化は関係しております。

そこで、大臣に、その解決に向けての御決意をお伺いしたいと思います。

○馳国務大臣 まず、平成二十八年度予算案においては、幼児教育無償化の段階的推進、高校生等奨学給付金の拡充、大学等における授業料減免や無利子奨学金の拡充等、教育費負担の軽減のために必要な経費を計上しているところではあります。が、私は、太田委員が御指摘いただいた、やはり

教育費がかかり過ぎるといことが、理想の子供数を持たない、持たない傾向にある一つの最大の要因である、こういうことは理解しております。と同時に、では、昭和二十年代、出生率はどうだったか。年金制度もない、医療保険制度も十分ではないあの時代に、どうして出生率が三から四とたくさんの子供を持っていたのか。私は、この時代性をやはり理解することも必要なのではないかなというふうに思っております。

太田委員の問題意識は、私は十分に理解しておりますし、教育費の負担軽減に今後とも取り組まなければならないということは予算案でもお示しをしたとおりではあります。が、なぜに、今よりも十分な公的社会保障制度が整っていない時代に、我が国の先輩方は出生率が今以上に高かったのか、その分析も私は改めてすべきだな、こういうふうにも思っております。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

大臣は、今回の所信の中でも述べられておりましたけれども、さまざまな解決策があるのかと思えます。

その一つとして、今回、委員会でもさまざま議論されておりますけれども、大学奨学金事業における無利子奨学金の拡充を行うということでありますが、これは私は、今回の予算で六千人が新たに有利子から無利子への転換が可能とされるだけで、本当の問題は、本来は無利子奨学金を受ける資格があるにもかかわらず有利子奨学金となっている人、いわゆる残存適格者が約二万四千人もいるというふうにお聞きしております。

大臣が所信で述べられました、一つの解決策とも言えることだと思いますけれども、本当に支援を必要としている人をどう救っていくのかということ、ぜひ大臣の方に御見解をお伺いしたいと思います。

**○馳国務大臣** 平成二十八年度予算案において、無利子奨学金の新規貸与人員を六千人増員することとしておりますが、貸与基準を満たしながら貸与を受けられない学生は、依然として約二万四千人存在していると考えられます。御指摘のとおりであります。

貸与基準を満たす全ての学生等が無利子奨学金の貸与を受けられるように、引き続き予算の拡充に努めてまいりたいと思います。

**○太田（和）委員** ありがとうございます。

大臣、さらに問題なことがあるんですけども、東京大学総合教育研究センターの小林雅之教授の資料によりますと、経済的な理由で進学が困難な人は給付奨学金、いわゆる返済の要らない奨学金がもらえたら進学していたとする潜在的進学者数が年間約六万人もいるという資料のデータがございました。加えて、低所得者ほど、奨学金を申請しなかった理由に返済が不安と答え、進学を諦めてしまっている、その傾向も研究データで明らかになっております。

確かに、日本学生支援機構が行っている大学奨学金事業で経済的支援を受けたとしても、例えば多数派の第二種奨学金の場合は、月に十万円を借りれば四年間の貸与額は四百八十万円、上限利率の三％で計算すれば返還総額は六百四十五万九千

五百十円、毎月の返還額は二万六千九百十四円で、返還年数は二十年にも上ります。

また、これらの経済的要因が大学進学率にもあらわれております。私立大学の進学率は、家計所得四百万円以下で二〇・四％、それに対し、一千五十万円以上だと四二・五％。国立の大学進学率は、四百万円以下で七・四％に対し、一千五十万円以上は二〇・四％となっております。家計所得が高いほど進学率が高くなっている。経済的に豊かな家庭でなければ高等教育が受けられないというような社会になっているのではないかというふうに思います。大学に行ける層と行けない層が所得で明確になるようなことが本当にあつていいのかということです。

明らかに、今教育格差が生まれている、私はそのように思っております。親の所得によって子供の将来が決まってしまう、こんな社会に本当に夢や希望があると考えるのでしょうか。大臣は、これらの現状をどう考えているでしょうか。進学したくても進学できない子供たちに対してどのような策を講じるお考えなのか、お答えください。

**○馳国務大臣** こういう現状はよくないと思いません。

したがって、引き続きであります、今年度予算でも多々措置しておりますが、やはり、奨学金制度の拡充を目指して、当然、財源の確保もセツトで議論をしながら進めていく必要があると思っております。

ちなみに、実は、私は大学には一円も払っておりません。スポーツ特待生ということで大

学に行かせてもらいました。親に相談をしたら、地元金の沢大学に行くか、あとは就職だと言われて、嫌で、どうしたら親に迷惑をかけずに大学へ行けるかなと悩みに悩んだ末に、レスリングを頑張りまして、スポーツ特待生として、大学には授業料免除で行かせていただきました。ただ、生活費がかかりますので、食費にたくさんかかりますので、その分、親に悲鳴を上げさせたことがあります。

しかし、どう考えても、家庭の経済状況を見て、高校以前に、もう中学校の時代に大学に進学することを諦めざるを得ないようなお子さんがいる現状は、私はよくないと思っております。したがって、今現在でも給付的な、いわゆる減免制度は給付的でありますので、奨学金制度は整っていると思っておりますが、さらにやはり拡充していく、それも有利子から無利子へという流れを加速化していく必要はあると思っております。

**○太田（和）委員** ありがとうございます。

大臣のような、一つ得意なものを持っていれば、そういう学費を払わなくてもいいような方もおられるかと思えますけれども、現状は、今、奨学金を利用していらっしゃる方たちは、二〇一二年で全大学生の五二・五％と半数になっていきます。その理由、急増した背景には、四年制の大学の進学率が上昇したこともありすけれども、大学生の学費を支える世帯の所得が減ってきたということ、このようなことも挙げられております。

大臣は、今御答弁で、奨学金の拡充などを講じてまいりたいというふうにおっしゃっていただき

ましたけれども、私は、奨学金を有利子から無利子の流れに変えるだけでは不十分である、そのように考えています。貸与型中心の制度から、返済の必要がない給付型奨学金に変えていくことが必要であろうかと思えます。

OECD加盟三十四カ国のうち、大学の授業料が高目で、かつ給付型奨学金制度が設けられていない国は、日本以外にはないということです。

ぜひとも、大臣におかれましては、今この瞬間を生きる子供たちのために早急に対策を講じていただきますよう、さらに御努力をお願いしたいというふうに思います。

そして、今御答弁の中にもありましたように、やはり財源の確保、さまざまな委員会でも述べられていると思いますが、私は、日本の教育にかける予算が本当に、余りにも低いというふうに思います。

諸外国と比較した我が国の教育投資について、何度もこのデータ、いろいろなところで出されておりますが、改めて私、お伺いさせていただきたいと思えます。日本の公財政教育支出の対GDP比は、OECD加盟国の中で、平均五・六%をはるかに下回る、最下位の三・八%です。

そこでお伺いしたいのが、二〇一五年に開催された世界教育フォーラムにおいて仁川宣言が採択されました。教育への公共支出を増加させ、GDPの少なくとも四から六%を効果的に措置することを国際基準として遵守することとしております。公財政教育支出の対GDP比が三・八%という中で、どのようにしてこの仁川宣言における目標を

達成していくのでしょうか。大臣に御見解をお伺いしたいと思います。

○**馳国務大臣** 今後の教育投資及び財源のあり方について、二〇一五年に開催された世界教育フォーラムの仁川宣言を踏まえ、昨年の七月に教育再生実行会議第八次提言が取りまとめられたところであります。この中で、これからの時代に必要な教育投資や教育財源確保のための方策、国民の理解を得るための方策について御提言をいただいたところであります。

こうした提言を踏まえ、平成二十八年度予算案において、未来への先行投資である教育再生の実現に向けて、施策の充実と予算の確保に努めているところであります。今後とも、安倍内閣の最重要課題である教育再生に全力を挙げて取り組み、教育投資の充実に努めてまいりたいと思えます。

最後は、やはり財源をどう探すかという話になると思えます。当然、政府・与党の責任としてという考え方もありますし、野党の皆さん方からも提言をいただければ本当にありがたいと思っておりますし、また、財務省の昨年十一月末に出された建議にも、「教育」において未来への先行投資という表現も使われておりまして、財務省自身も教育に投資をすることは先行投資であると、その重要性は認識をしておるわけでありますから、ここはやはりいかに安定的な財源を確保していくのか、恐らく税制改正とも相まって議論されるべき課題でありますので、やはりここは果敢に、財源のあり方論も含めて議論を深めなければいけないと思えます。

○**太田（和）委員** ありがとうございます。

大臣におかれましては、世界に向けて発した宣言を国の責任で遵守するよう、まずこの仁川宣言、GDPの少なくとも四%から六%を効果的に措置するということを宣言しておりますので、しっかりとその役割を果たしていただきますようお願いを申し上げます。

そして、先ほど平野委員の中でも、大臣の御答弁で議論がございましたけれども、三十年後の日本をどうしていくのかということを考えてきた。るる大臣の考えをお話ししていただきました。私は、大臣におかれましては、教育に投資を惜しまないような教育立国をぜひ目指していただきたいというふうに思います。

やはり、教育の話になりますと、これだけ世界と比べて日本は教育に予算を投資する額が非常に少ないと言われているのにもかかわらず、結局は最後、財源、財源と言うんですね。でも私は、この根本的な考えを、この財源を確保するために大切なことを、その考えを、ちよつと一つ整理したいことがございます。

それは、財務省とか安倍総理のお考え方の根底にも、そもそも高等教育を受ける利益は学生本人にあるのだから、その費用を学生本人が負担するのは当然であるという考え方があってはならないかというふうに、私は思っております。まず、教育費は誰が負担するべきなのかということ、しっかり整理していかなければならないと思えます。

大臣は、家庭の経済状況に左右されることなく誰もが希望する教育を受けることができるよう教

育費の負担軽減を図るとも述べていただいております。今お話ししたように、そもそも教育費は誰が負担するべきだというふうな大臣はお考えでしょうか。そのことについてお尋ねさせていただきますと思います。

今、教育費の負担論は、教育財源の確保のためにも大変重要な問題ですので、公的負担か、また私的負担か。さらには、私的負担のうち、それは親が負担するべきなのか、それとも子、つまり本人が負担するべきなのか、このように大別されると思うんですけども、大臣のお考えをぜひお願いしたいと思います。

**○馳国務大臣** 大学の教育費については、社会全体で高等教育を支えていくという観点からの公的負担と、教育を受ける本人がその便益を享受するという観点からの私的負担により支えられております。

我が国においては、私費負担の割合が高いと認識しております。また、親の負担と子供の負担の割合は家庭の状況によるものと考えられますが、一般的には、家計が厳しい家庭ほど子供の負担が大きくなっているものと考えております。これらの負担割合は、各国それぞれで異なる歴史的、文化的背景や経済事情などによって現在の形になっているものとの認識をしております。

大学の教育費負担については、全ての意欲と能力のある学生等が大学教育を受けることができるよう、家計の教育費負担軽減を図るため、奨学金を初めとしたさまざまな施策について、充実に努めることが重要であると考えております。

先般来、この議論をずっといただいておりますが、高卒の方と大学を卒業した方と、生涯賃金の差や失業給付金の給付の度合いで、およそ二・四倍の差がある。つまり、高等教育を受けて卒業された方の方が社会的便益が高い。文部科学省の一つの、国立政策研究所だっただけですが、こういうふうな研究報告もいただいているところでありますから、こういった観点も踏まえて、では、社会的な便益があるということ踏まえて、より一層公的負担が多い方がいいのではないかと思っております。

**○太田（和）委員** 教育は、世界的に見ても公財政で支えられております。また、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材を育成する上で大切なことは、受益者は本人ではなくて、社会全体が受益者である、こういう考え方を持つことが大切なのではないかなというふうに思います。

大臣も今おっしゃられましたように、日本の公的負担割合、非常に私的負担の割合が高いです。最新のOECDのインディケータ、二〇一五年版を見たんですけども、日本の公財政支出の割合は、高等教育段階では、韓国に次ぐ、三十四方國中、下から二番目に少ない三十二位。そして、私費負担割合については、三十四方國中、二番目に高い六五・七％。平均は三〇・三％ですね。高等教育の段階で教育費が家計の多くを占めていることが、この数字から読み取れます。

以上からも、我が国の教育に対する公費負担がともかく低く、私費負担の割合が高いというのが明らかであります。ぜひとも、教育については社

会全体で支えるという考えを取り入れていただきた上で、教育財源の確保に大臣には御尽力いただきたいというふうに思います。

**○馳国務大臣** 先ほどから申し上げているとおりであります。社会全体で支えるというおっしゃり方をされますが、その社会を支えているのも私自身である。やはり、この意識、これは公的資金の使われ方に対する国民としての姿勢ではないかと思っております。我々も、私費負担の分よりも公費負担の方をより充実すべきだというふうにも、もちろん、先ほど申し上げたとおりであります。その社会が負担している部分、それも支えているのは私たち自身である。私は、こういうふうな認識をしながら、財源の確保についての議論を深める必要があると思っております。

**○太田（和）委員** 堂々めぐりになってしまいましたが、高等教育段階においても公財政支出をもっともっと高めていかなければいけない。その根拠といえますか、教育の格差が今できてしまっている。

大学を出られたら、それによる便益は御本人が得られる。当時は、何か七千万ぐらいの生涯賃金が違うとか、ましてやそこに、退職金とかもふえてくると本当に生涯の賃金が大きく変わってくるからというふうな言われていましたけれども、今は社会全体の四割が非正規雇用社員ということもあって、若年層の貧困化に、少子化の連鎖といえますか、非常に苦しんでいる若い人たちも多いというのをぜひ大臣にはわかっていただいた上で、教育の格差及び教育の均等という最重要理念

について、もう一度改めて考えていただきたいんです。

まず、その根拠としての一つは日本国憲法二十六条、「すべて国民は、」その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めています。そして、教育基本法四条では、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければいけないとあります。また、誰もが教育を受ける権利というのは、その文化的生存権である以上、これは教育予算の拡充の論拠となるといふふうに私は考えています。

さらに、現在百六十カ国が締結している国連の国際人権規約と言われる社会権規約、いわゆるA規約第十三条2（c）について、これも、先ほども委員会の中でも話題には出てまいりましたけれども、これは、二〇一二年、民主党政権のときに留保を撤回しております。

規約ではこうあります。「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」と規定してあります。

そこで、大臣にお伺いをしたいんですが、この条約は、十年に一回、政府報告として国連の委員会に報告することとなっております。そして、次回報告は二〇一八年に予定されております。留保を撤回してから六年がたちましたが、何が漸進的に進んだのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

**○馳國務大臣** 我が国は、国際人権A規約第十三条の留保を平成二十四年に撤回したところであります。文科省では、当該条項の趣旨を踏まえ、授業料減免や奨学金事業により、教育費負担軽減に努めております。

授業料減免については、国立大学では平成二十四年度予算四・八万人から平成二十八年年度予算案五・九万人へと一・一万人の増、私立大学では平成二十四年度予算三・五万人から平成二十八年年度予算案四・五万人へと一万人の増を図ったところであります。

奨学金事業については、無利子奨学金の貸与人員を、平成二十四年度予算三十七万八千人から平成二十八年年度予算案四十七万四千人へと九万六千人増を図ったところであります。さらに、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度を平成二十九年度進学者から適用することを目指して、昨年九月に有識者会議を設置し、制度設計を進めております。

なお、大学の授業料について、一律に無償化したり大幅に減額したりすることは、財源の確保や受益者負担のあり方などから、慎重な検討が必要であると考えております。

**○太田（和）委員** 大臣、この社会権規約第十三条2（c）について、これが何を意味するのかと申し上げますと、留保が撤回された段階で、我が国は高等教育の無償化を漸進的に導入した、そして二つ目は、全ての者に教育の機会を与えているということを国際社会に表明したということであります。ぜひ、後退することのないように、さら

なる御努力をお願いしたいと思えます。

本当に今、教育費の家計負担が重くて、本当に皆さん苦しんでおります。八次提言参考資料にもありましたけれども、子供二人を大学まで卒業させるために必要な教育費は、三十一歳で第一子、三十三歳で第二子を出産したと想定して、小中学校は公立、それ以外は私立とした場合、子供二人を大学まで卒業させるためには、教育費が二千万円かかると試算されています。また、この試算では、第一子と第二子の二人が大学に通っている時期の教育費は、家計費の約七〇%も占めているというふうに言われております。

このことを申し上げて、どれだけ家計が厳しいのか、今苦しいのかということを再度申し上げて、時間となりましたので、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。